

令和3年広審第39号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年3月8日18時10分

島根県浜田港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 17.55メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 559キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成4年11月に進水し、船首楼を備えた、網船として中型まき網漁業に従事するFRP製漁船で、上層に操舵室、下層左舷側に賄室を配した二層の甲板室を船首寄りに設け、操舵室前部に潮流計、レーダー及びGPSプロッター兼用のモニター、舵輪並びに機関操縦及び自動操舵の各装置を、同部左舷側に魚群探知機を備えていた。

(2) 海水の滞留及び排水状況

船尾甲板は、甲板室後方の、長さ約9.8メートル幅約4.7メートルの暴露甲板を、高さ約1.1メートルのブルワークで囲んだ区画で、ブルワークには、両舷の中央部及び後部に長さ約21センチメートル（以下「センチ」という。）高さ約9センチの方形状の放水口が甲板面の約6センチ上方に、中央部両舷に長さ約30センチ高さ約20センチの放水扉が甲板面基部にそれぞれ設けられ、常時開放の放水口及び手動開放式の放水扉から、滞留した海水を舷外に排出することが可能であった。

また、船尾甲板には、取水口が2箇所設けられており、滞留した海水が取水口から同甲板下方に設置した約0.2立方メートルのウエルに集められ、一定の水位に達すればポンプが起動して排水されるようになっていた。

そして、船尾甲板は、操業中を除き、長さ約1,000メートル網丈約200メートルの合成繊維製の漁網が左右対称に折り畳んで縦方向に積まれ、打ち込んだ海水が、漁網に分水されて片舷に滞留する状況となっていたほか、船首甲板に打ち込んだ海水が、賄室に遮られて左舷側には流入せず、甲板室右舷側に設けられた舷側甲板

から船尾甲板右舷側に流れ込む状況になっていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか10人が乗り組み、操業の目的で、船首1.3メートル船尾2.3メートルの喫水及び1.3メートルの乾舷をもって、令和3年3月8日16時40分浜田港を発し、僚船2隻とともに同港北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、甲板員を見張りに就け、自身は舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、16時48分半少し過ぎ馬島灯台から047度（真方位，以下同じ。）1,080メートルの地点で、335度に針路を定めて自動操舵とし、8.8ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

Aは、船首方から風波を受け、断続的に波しぶきを浴びながら漁場に向かって航行を続け、17時31分僅か前馬島灯台から339.5度6.4海里の地点で、北東方からうねりを伴う波高約2メートルの波を受けて船首甲板に大量の海水が打ち込み始めた。

このとき、a受審人は、船首甲板に打ち込んだ海水が船尾甲板右舷側に流れ込み、漁網に分水されて右舷側に海水が滞留するとともに、船体が傾斜して放水口が没水すれば、更に海水が船尾甲板右舷側に滞留し、大傾斜して復原力を喪失するおそれがあったが、これまで大量の海水が滞留したことがなかったので、甲板に打ち込んだ海水が放水口から排出されるものと思い、見張りに当たっていた甲板員に海水の滞留状況を確認させるなど、海水の滞留状況を適切に把握しなかった。

こうして、Aは、船尾甲板右舷側に海水が滞留し、右舷側に傾斜して放水口が海面下となり、更に海水が同甲板右舷側に滞留して右舷側への傾斜が増し、18時00分馬島灯台から337.5度10.7

海里の地点付近で、a 受審人は、異常に右舷側に傾斜しているのに気付いて船尾甲板を確認したところ、漁網に分水された大量の海水が同甲板右舷側に滞留してブルワーク上縁に達しているのを認め、機関を止めて停留した。

a 受審人は、放水扉を開けてももはや排水できる状況ではないと判断し、乗組員総員に救命胴衣を着用させて操舵室に集め、18時10分馬島灯台から337.5度10.7海里の地点において、Aは、船首が315度を向いて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力4の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、付近には北東方から波高約2メートルの波があった。

その結果、Aは、浮力を喪失して沈没し、引き揚げられないまま廃船処理され、a 受審人ほか乗組員10人は、来援した僚船に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、浜田港北方沖合において、漁場に向けて航行中、海水が打ち込み始めた際、海水の滞留状況の把握が不適切で、大量の海水が右舷側に滞留して同舷側に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、浜田港北方沖合において、漁場に向けて航行中、海水が打ち込み始めた場合、船首甲板に打ち込んだ海水が船尾甲板右舷側に流れ込み、漁網に分水されて右舷側に海水が滞留するとともに、船体が傾斜して放水口が没水すれば、更に海水が船尾甲板右舷側に滞留し、大傾斜して復原力を喪失するおそれがあったのだから、見張りに当たっていた甲板員に海水の滞留状況を確認させるなど、海水の滞留状況を適切

に把握すべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、これまで大量の海水が滞留したことがなかったので、甲板に打ち込んだ海水が放水口から排出されるものと思い、海水の滞留状況を適切に把握しなかった職務上の過失により、漁網に分水された大量の海水が船尾甲板右舷側に滞留して同舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、その後、沈没して廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 岸 尾 光 一

審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文